

青森県環境影響評価審査会の意見

(第3期中部上北最終処分場整備事業 環境影響評価準備書)

- 1 対象事業実施区域及びその周辺における関係法令による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行うとともに、地域住民等に対して丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- 2 コウモリ類について、対象事業実施区域内においてヒナコウモリ科が確認されていることから、調査方法及び結果について専門家から十分意見を聴いた上で、評価結果の妥当性を確認すること。
- 3 ミチノクホタルイの移植に当たり、移植先の適地の選定、その時期や具体的な手法等の検討においては、専門家の意見を聴き、慎重に行うこと。また、移植先の環境調査を十分に行うこと。